

## 世田谷区印刷物広告掲載実施要領

平成23年4月1日

22世広第256号

### (趣旨)

第1条 この要領は、世田谷区広告掲載要綱（平成20年9月1日20世広第70号。以下「掲載要綱」という。）及び世田谷区広告掲載基準（平成20年9月1日政策経営部長決定。以下「掲載基準」という。）に基づき、「せたがや便利帳」等、世田谷区（以下「区」という。）が発行する印刷物へ掲載する広告募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の意義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、掲載要綱において定める意義による。

### (広告掲載の基準)

第3条 広告掲載については、掲載基準を遵守するものとする。

### (広告の規格、数量、掲載位置、掲載期間及び掲載料金)

第4条 広告の掲載規格、数量、位置、掲載期間及び掲載料等詳細については、別に定める。

### (広告取扱事業者の募集)

第5条 区が発行する印刷物の広告については、別に定める要領により広告を取り扱う事業者（以下、「広告取扱事業者」という。）を募集・決定する。

### (広告掲載希望者の募集)

第6条 区が発行する印刷物への広告掲載を希望する者（以下、「掲載希望者」という。）の募集は、広告取扱事業者による民間企業等への営業、及び政策経営部広報広聴課による区のホームページ等による周知により行う。

### (広告掲載の申込)

第7条 広告取扱事業者は、掲載希望者が提出する「世田谷区印刷物広告掲載申込書」（第1号様式。以下、「申込書」）、及び以下に定める必要書類をとりまとめ、期限までに区へ提出するものとする。ただし、第1号に掲げる書類は、当該掲載希望者等の概要が公にされているときは、添付を省略することができる。

- (1) 広告掲載に係る民間企業等の概要を確認することができる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(広告掲載の決定)

第8条 区は、申込書提出期限より概ね2週間以内に、掲載要綱及び掲載基準の定めるところにより広告掲載の可否を判断し、掲載することを決定したときは「世田谷区印刷物広告掲載決定通知書（第2号様式）」により、掲載しないことを決定したときは「世田谷区印刷物広告不掲載通知書（第3号様式）」により、申込書を提出した者に通知することとする。

- 2 前項の場合において、掲載が可能であると判断する広告が第4条により定める広告枠数を超える場合は、掲載基準第7条に定める優先順位が上位のものを掲載することとし、同順位のもの複数ある場合は抽選により掲載を決定する。

(広告掲載料の納付)

第9条 区は、広告を掲載することが決定した掲載希望者（以下、「広告主」という。）へ広告取扱事業者を通じ納入通知書を発行し、区の指定する期日までに広告掲載料を一括して前納させるものとする。

(広告掲載料の返還)

第10条 納付された広告掲載料は返還しないものとする。ただし、広告主の責めに帰さない事由により広告を掲載することができない場合には、区は納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還するものとする。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さないものとする。

(広告掲載の取り下げ)

第11条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げる場合は、書面を添えて申し出なければならない。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しないものとする。

(広告原稿の作成)

第12条 広告主は広告原稿を作成し、広告取扱事業者を通じて区が指定する期日までに広告原稿を区へ提出するものとする。広告原稿の作成に要する費用は広告主が負担するものとし、広告主と広告取扱事業者が別途契約することにより、広告取扱事業者は広告原稿の作成業務を請け負うことができるものとする。

(広告原稿の内容)

第13条 区は、広告主の広告原稿提出後、広告の内容、デザイン等が法令等に違反し、又は違反するおそれがあると判断したとき、また掲載要綱、掲載基準に抵触していると判断したときは、広告主に対し、広告取扱事業者を通じて広告内容等の変更を求めるものとする。

2 前項の場合において、校正における広告内容等の修正に要する費用は広告主の負担とする。

(広告掲載決定の取消)

第14条 区は、次のいずれかに該当する場合には、広告を掲載することの決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納入がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 広告主が前条に定める区の求めに応じないとき。
- (4) 全各号に掲げるもののほか、広告掲載が不適當であると区が認めたとき。

2 区は、前項の規定により掲載することの決定を取り消したときは、世田谷区印刷物広告掲載決定取消通知書(第4号様式)により広告主に通知することとする。

(広告主の責務)

第15条 広告主は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者より、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(委任)

第16条 本実施要領の施行に関し必要な事項は、政策経営部広報広聴課長が別に定める。

附則(22世広第256号)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則(25世広第262号)

この要領は、平成26年2月3日から施行する。

附則(26世広第222号)

この要領は、平成27年2月2日から施行する。

附則（5世広第187号）

この要領は、令和5年12月4日から施行する。